

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

市町村名 (市町村コード)	牧之原市 (222267)
地域名 (地域内農業集落名)	静波・細江地区 (静波1丁目～12丁目・東慶林～谷の口23町内会)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、国道150号及び都市計画道路周辺で住宅地や商業施設等の土地利用が進む地域である。また、行政機関、総合病院、大型商業施設などがあり、快適な居住空間として分譲宅地開発なども進められている。

国道150号以南の海岸砂地ではメロン・トマト・ガーベラなどの施設園芸及びダイコン・馬鈴薯などの露地野菜が栽培され、台地に至る傾斜地及び台地の樹園地では主に茶が栽培されているが、排水環境が悪く、降雨によって水没し、作物に悪影響を与える場合がしばしば見受けられる。

担い手不足や茶価の低迷による茶園等の荒廃化が進んでいる。

また、他地域からの入り作の増加に伴い、地域独自の耕作ルールなどの継承が十分ではないことから、隣地とのトラブルなども増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集積・集約を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。リーフ、ドリンク用契約栽培等が混在しているエリアでは、摘採時期や防除時期等を考慮し、ゾーニングを話し合っていく。また、茶の繁忙期を避けた、柑橘や他作物への転換も検討し、経営安定化を図る。

海岸砂地ではメロン・トマト・花卉などの施設園芸及びダイコン・馬鈴薯・ネギ・サツマイモなどの多様な露地野菜が栽培されており、市場出荷、観光農園、ふるさと納税、6次産業化など、販路の拡大を図る。また、遊休農地を活用した新規就農者の受け入れ圃場としても、整備、検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。
各種補助事業受益地については区域に設定している。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>茶業及びメロンやイチゴなどの施設栽培については、規模拡大を計画する農業者に対し後継者がいない農地を中心に中間管理機構による農地の集積・集約を推進する。 海岸砂地では、認定農業者によりネギやサツマイモ等の露地栽培がされている。規模拡大が可能な経営体へ地域計画に基づいた集積・集約を図っていく。近年、新規認定農業者が参入しており、規模拡大を計画している。関係機関による連携した経営支援を継続するとともに、農地においても情報提供や中間管理機構による農地の貸し借り等の支援を行う。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>経営の規模拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。 将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>台地の茶園においては、生産効率の向上を図るため、農地の集積・集約化による茶畑の大区画化等を検討する。同様に水田についても、大区画化や老朽化した既存の用排水路等の更新を含め、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化を検討する。 また、基盤整備後の収益減少を見据え、計画的な事業の実施を慎重に検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業者後継者が育つ環境を作るとともに、地域内外から意欲的な経営体を募り、地域農業の担い手として育成していく。新規就農者の受け入れや、そのための支援については、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、関係者が協力し、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業の効率化が期待できる業務委託について、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣対策については、地元猟友会と協力して駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵の設置などによる防除に努める。

⑦【保全・管理等】

優良な農環境を維持するため、多面的機能支払交付金制度を活用して農地の保全管理に取り組むとともに、認定農業者等の地域農業者の意識を高める。